

令和7年度川西市留守家庭児童育成クラブ入所のしおり 内容変更

●令和7年4月1日から下記 （波線部分） に変更

入所のしおりの内容の変更

（1）該当ページ：5ページ

該当箇所：②督促手数料・延滞金

留守家庭児童育成クラブ育成料（延長一時の育成料を除く）について、納期限内に納付された方との公平性を保つため、納期限内に納付がない場合、督促手数料及び延滞金を徴収することとしておりますが、令和7年4月1日に関係条例の一部が改正されることに伴い、令和7年4月1日以降に発する督促状（令和7年3月分育成料から）の手数料が廃止されることになりました。

なお、納期限内に納付がない場合について、督促状は引き続き送付されます。

また、延滞金については引続き徴収することとなりますので、育成料の納期限内の納付にご協力いただきますようお願い申し上げます。

《督促手数料》（令和7年4月1日以降に発する督促状の手数料）

改訂前：督促状1通につき手数料80円

改訂後：廃止

（2）該当ページ：17ページ

該当箇所：15. 夏季休業期間中のみの育成クラブについて

（6）開所期間

令和7年7月19日～令和7年8月26日

（うち休業日：日曜日・祝日及び8月11日から8月17日）